

上砂川町義務教育学校建設基本設計業務について、技術提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続きを実施するので、参加希望者を次により公募する。

上砂川町長 奥山 光 一

### 1. 業務概要

- (1)業務名 上砂川町義務教育学校建設基本設計業務委託
- (2)業務場所 上砂川町字鶉308番地1、309番地、310番地、312番地2（現中央小学校関係施設敷地）  
上砂川町字鶉283番地4（認定こども園南東側空地）
- (3)業務内容 上砂川町義務教育学校建設基本設計業務
- (4)業務期間 契約締結日(令和8年6月中旬予定)の翌日から令和9年3月26日まで

### 2. 設計者審査の概要

- (1)名称 上砂川町義務教育学校建設基本設計業務プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)
- (2)方式 公募型プロポーザル方式で行い、プロポーザル審査は2段階で行う。
  - ア 第一次審査 参加表明書等の書類審査を行い、条件に適合する参加者について参加表明書評価基準に基づき評価し、評価点の高い順に第二次審査の参加要請者を3者程度選定する。
  - イ 第二次審査 技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、第一次審査の得点を加算した上で、最優秀者及び優秀者(次点)を各1者選定する。

### 3. プロポーザルの参加資格

参加表明書等の提出者は、告示の日において、北海道内に本店又は受任者たる営業所を有する者で、次に掲げる要件全てに該当する単体企業とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2)政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3)上砂川町入札参加資格者審議会規定第2条第1項により、入札参加審査基準に基づく資格格付名簿に登録されていること。
- (4)道内各自治体において指名停止措置の期間中でない者であること。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規

定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事に係る有資格者にあつては、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本町の入札参加資格審査申請書を再度提出し、町の審査を経て有資格者として認定され、第2号に掲げる名簿に登録された者に限る。)を除く。)であること。

- (6)会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7)北海道内で、過去15年間に(平成23年4月1日以降)、北海道内の国又は地方公共団体が発注する小学校、中学校(小中一貫校を含む)、義務教育学校若しくは高等学校のうち、施工中又は完成した施設の基本設計又は実施設計(校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。)に関する業務を完了した実績を有するものであること。なお、設計共同体の構成員として行った業務についても同様とする。

#### 4. 業務実施上の条件

- (1)総括責任者(業務全体を総括する役割を担う管理技術者)は、一級建築士の資格を有していること。(「総括責任者」とは、「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日建設省厚契発第37号)第15条の定義による。)
- (2)記載を求める各主任技術者は、建築(意匠)、建築(構造)、電気設備及び機械設備の4分野とし、建築(意匠)及び建築(構造)分野の主任技術者は、一級建築士の資格を有していること。(「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。)
- (3)総括責任者と建築(意匠)主任技術者は、参加表明提出日において組織の本店又は営業所に常勤し、1年以上継続して恒常的な雇用関係があること。
- (4)総括責任者及び記載を求める各主任技術者は、それぞれ1名であること。
- (5)総括責任者が記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。  
なお、記載を求める各主任技術者の分担業務分野の分類は次表による。

分担業務分野	業務分野
建築(意匠)	平成21年国土交通省告示第15号別添1第1項第1号ロ(1)の表中(1)総合
建築(構造)	同上(2)構造
電気設備	同上(3)設備(i)電気設備
機械設備	同上(3)設備(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備、(iv)昇降機等

- (6)総括責任者及び記載を求める各主任技術者は、原則として町が指定する設計業務の打合せ等に参加できる者であること。
- (7)主たる分担業務分野である建築(意匠)分野を再委託しないこと。
- (8)参加者は、他の参加者の協力事務所となっていないこと。
- (9)業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等が、道内各自治体において指名停止措置の期間中でない者であること。

5. 手続方法等

別紙「上砂川町義務教育学校建設基本設計業務プロポーザル実施要領」による。

6. 実施要領等の配布方法

(1) 配布方法 町のホームページからダウンロードすること。

(2) 掲載期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで。

7. 設計業務委託契約

(1) 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の見積書徴収の相手方として、契約の交渉を行うものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の聴取が不可能となったときは、優秀者(次点)を業務に係る随意契約の見積書徴収の相手方とする。

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月26日までとする。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 契約保証金

契約保証金は、上砂川町財務規則第127条第1項第3号により免除する。

(5) 設計内容

ア 上砂川町が定める契約書及び別に定める特記仕様書に基づき実施すること。

イ 基本設計業務の実施にあたっては、上砂川町と十分協議して進めるものとする。

(6) 支払条件

業務の完了検査に合格したときは、支払を請求することができ、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。